

1. 施設の概要

1. 名称 ines FUKUYAMA 【アイネス フクヤマ】
2. 所在地 広島県福山市東桜町1番1号（予定）
3. 事業主体 福山駅前開発株式会社
4. 建築概要
 - ①敷地面積 5,648㎡
 - ②建物構成 住宅棟 地下1階～地上28階建、
店舗：地下1階～地上2階
施設棟 地下1階～地上16階建
店舗：地下1階～地上2階
 - ③延床面積 51,010㎡
 - ④構造 鉄骨造・鉄筋コンクリート造中間免震
 - ④店舗専用面積（計画） 5,676㎡
5. 開店予定日 平成23年3月（予定）

6. 名称の理由

福山市の中心部で長く市民の皆様に愛された繊維ビル。建物は新しくなっても忘れてほしくないという思いから、「センイ（seni）」の文字を逆さにして「ines（アイネス）」と読み、「繊維ビル」を残しました。

7. 商業施設コンセプト

オシャレで便利な都心生活提案型コリドー

CITY LIFE CORRIDOR

人々が暮らし、集い、交流し、楽しみ、憩う、ライフスタイル向上の場となる施設

2. 申込み資格

- ① 自ら営業するための店舗・業務施設を必要とし、開業日等別途定める条件を承認し、遵守することができること。
- ② アイネス フクヤマのコンセプトを理解し営業に関する諸規約を遵守した営業活動ができること。
- ③ 営業に関し必要な許認可、免許等を有すること。

- ④ 最近3年間、法人税または申告所得税等の延滞がないこと。
- ⑤ 申込者（法人の場合は役員も含む）もしくはその従業員が暴力団員でないこと。

3. 募集業種

業種	種目
物 販 系	食品スーパー、婦人服、紳士服、靴、鞆、アクセサリー、生活雑貨、書籍、ドラッグストア、化粧品、生花、コンビニエンスストア、など
飲 食 系	和洋食レストラン、カフェ、ベーカリー、菓子、など
サ ー ビ ス 系	理美容院、エステティックサロン、ネイルサロン、マッサージ、リラクゼーション、クリーニング、旅行代理店、など

区画により、出店可能業種、種目が異なります。

上記業種の他に権利者店舗（業種未定）および調剤薬局が入居予定です。

上記に記載する業種、種目以外にも出店可能な場合がありますので、末尾「お問い合わせ先」までご確認ください。

風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条に規定される「風俗営業」はできません。

4. 契約に関する事項

1. 契約のながれ

- ・ 出店合意書の締結：出店が決定次第、出店合意書を締結していただきます。
- ・ 賃貸借契約の締結：賃貸借面積が確定後、開業5ヶ月前までに本契約を締結していただきます。

2. 契約形態

- (1) 賃貸借契約（借地借家法第38条に定める定期建物賃貸借契約）は福山駅前開発株式会社（以下、当社という。）と締結していただきます。
- (2) 契約期間は開業から6年間とし、原則期間内の解約はできません。契約解除条項に触れ契約解除される場合は、規定の違約金が発生します。賃貸借契約は期間満了とともに一旦契約終了とさせていただき、当社とご契約者の両者が合意して継続する場合は、新規契約となります。

3. 契約面積

契約の対象となる面積は、壁芯、柱芯で算出した面積（㎡）（小数点第3位以下切り捨て）とし、店舗区画内にある柱は契約面積に含めます。

なお、坪面積換算方法は、契約面積（㎡）×0.3025とし、小数点第3位以下切り捨てとします。

4. 連帯保証人

当社との契約締結にあたっては、連帯保証人を必要とします。

5. ご出店に必要な資金

1. 敷金

(1) 敷金は、賃料の12ヶ月分相当を基本とします。

(2) 敷金は総額を2回に分けて、下記により当社指定の銀行にお振込みいただきます。

・第1回：賃貸借契約締結時 敷金総額の30%

・第2回：ご契約者による店舗内装設備工事着手前 敷金総額の70%

(3) 敷金は預託の日から契約終了時まで無利息でお預かりし、営業場所の明渡し確認後、当社に対する一切の債務完済後（賃料・共益費・諸経費等を清算後）返還します。

2. 店舗内装設備工事

(1) ご契約者には契約場所（区画）の店舗内装設備工事費を負担していただきます。工事区分については、別表「工事区分表」のとおりです。

(2) 店舗内装工事の施工は、別途定める当社の「内装設備工事規定」を遵守するものとします。あらかじめ当社にその設計書類をご提出いただき、当社の承諾を得た上で、当社の統括監理のもとに施工していただきます。

(3) 工事区分

A工事：当社が設計施工し、当社が費用負担する工事です。

B工事：当社が施工し、ご契約者が費用負担する工事です。具体的にはご契約者の内装に起因する設備の増移設工事などです。なお、当初設定のガス・電気等の容量変更もこれに含まれます。また、施工はあらかじめ、当社にその設計書類を提出していただき、当社の承諾を得た上で当社指定の施工会社で施工いたします。

C工事：ご契約者が設計施工し、ご契約者が費用負担する工事です。なお、施工はあらかじめ、当社にその設計書類をご提出いただき、当社の承諾を得た上で施工していただきます。

3. B工事負担金

B工事の工事費や設計監理費であるB工事負担金について、当社が別途定める単価により、契約面積に応じてご負担いただきます。なお、お支払いはB工事着手時までとなります。

4. 内装監理費、仮設分担金

内装設備工事が円滑に進むよう、調整、指示を行うための運営費用ならびに、内装設備工事期間中の仮設電気、仮設水道、安全関係等の諸費用である仮設分担金について、当社が別途定める単価により、契約面積に応じてご負担いただきます。なお、お支払いは内装設備工事着手時までとなります。

5. 統一商環境整備協力金

総合案内サイン、プランター等、統一的な商環境整備を行うための協力金を、当社が別途定める単価によりご負担いただきます。なお、お支払いは内装設備工事着手時までとなります。また、ご契約者の個別の看板サインについては、当社の「内装設備工事規定」を遵守するものとします。

6. 開業販売促進費

開業前後、各種の販売促進活動を実施いたしますので、この費用の一部として別途定める金額をご契約者にご負担いただき指定の日までにお支払いいただきます。なお、当社も費用の一部を負担いたします。

6. 開業後にご負担いただく経費

1. 賃料・共益費

(契約面積坪当たり)

階別	固定賃料 (月)	共益費 (月)
地下1階	18,000円	3,500円
1階	30,000円	3,500円
2階	20,000円	3,500円

- (1) 上記賃貸条件は当社基準値であり、業種・位置・面積等により変動がございます。
- (2) 共用部分の維持管理に必要な電気・照明・冷暖房・空調・給排水・エレベーター・エスカレーター・衛生清掃・保安警備などの経費を「共益費」としてご負担いただきます。
- (3) オープン後全館で統一して実施する、広告・宣伝・販売促進に要する費用について、「販売促進費」として契約面積に基づきご負担いただきます。
- (4) 消費税等は別途とします。

2. 個別経費

- (1) ご契約者が各店舗で使用する上下水道・電話等の費用は、個別に実費を負担していただきます。
- (2) ご契約者が各店舗で使用する電気の費用は、当社の計算に基づいて個別に負担していただきます。
- (3) ご契約者には店舗内のA工事で設置している専用設備の通常維持管理費用を負担していただきます。(保守点検・整備は除く)
 - ・ 排気設備(フード・グリスフィルター・ダクト等)、給排水設備(グリストラップ・排水管等)及び空調冷暖房機、特殊防災機器の清掃
- (4) 各店舗から排出される一般ゴミや厨芥等処理費用については、別途個別に実費を負担していただきます。

3. テナント(懇親会)会費

ご契約者には、当商業施設の繁栄と円滑な運営を目的としたテナント会に全員入会していただきます。その際に1店舗当たり30,000円の入会金をお支払いいただきます。さらにテナント会の運営費用として、月額5,000円(1店舗当たり)を負担していただきます。
※テナント会の入会金と会費については消費税等の課税の対象にはなりません。

4. ロッカー等使用料

ロッカー等を使用される場合は、別途定める使用料を負担していただきます。なお、ロッカー等には限りがあり、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

5. 看板サイン使用料

当社の設置する看板サインの使用料については、有償、無償の別等、別途当社の定めに従っていただきます。

7. 営業に関する事項

1. 館内規則の遵守

ご契約者およびその従業員および取引先納入業者は、当社が別に定める館内規則を遵守するものとします。

2. 営業種目・取扱品目の承認

営業種目・取扱品目は当社が承認するものに限り、営業種目・取扱品目の追加、削減、変更についても当社の承認を必要とします。

3. 官公署の手続き

営業について官公署の許認可を必要とする場合は、ご契約者自身で営業開始までに許認可を受けるものとします。また、営業開始日以前にその写しを当社に提出するものとします。

4. 大店立地法の手続き

大店立地法に基づき手続きの必要がある場合は、当社に協力していただきます。

5. 営業時間・休業日

基本となる営業時間及び休業日については当社で決定しますので、ご契約者にはそれを遵守していただきます。ただし業種によっては別途対応いたします。

営業日： 年中無休とします。ただし、設備点検のため年間に数日の休業（館）日を予定しています。

営業時間： [物販] 10:00～20:00

[飲食] 11:00～23:00

6. 売上金の取扱い

売上金（現金）の預託の必要はありませんが、当社の定める方法により売上報告を毎営業日に行っていただきます。

7. その他

荷捌き場の使用・管理に関する事項については、別途、管理組合と協議するものとし管理組合の承認を必要とします。

8. 駐車場の利用について

本施設の駐車場の管理運営は、株式会社パースト24が行います。

- ・ 商業施設専用の駐車場ではありませんので、時間貸し駐車場としての料金が発生します。また、従業員などの利用を想定した月極駐車場はありません。
- ・ ご契約者が、店舗利用者へのサービスとして駐車場代金を負担される場合は、株式会社パースト24から、通常100円/20分が基本の駐車券を85円/20分（予定）の割引額で購入することが可能です。（消費税等を含みます。）

9. その他の留意事項

(1) 区画割り

都市再開発法第79条に規定する過小床基準により20㎡未満の区画では出店できません。あらかじめご了承ください。

(2) 関係法規の遵守

ご契約者には関係諸法規及び行政官庁の指導を遵守していただきます。

(3) 権利譲渡等の禁止

ご契約者は当社の書面による承諾なしに、契約に基づく権利の全部または一部について第三者に譲渡、転貸または担保の用に供する等の処分をすることはできません。

(4) 営業不振・秩序紊乱による退店

開業後、業績が著しく不振の場合、または共同体としての秩序を乱す行為があった場合には、退店していただくことがあります。

(5) 消費税等

ご契約者に負担していただく経費のうち、消費税等課税の対象となるものについては、税額分を加算の上負担していただきます。

(6) 損害保険

不測の事故に備え、内装工事期間および契約期間中、ご契約者には店舗の資産相当額の火災保険、賠償責任保険等に加入していただきます。

10. 事業スケジュール

(期間など変更する場合があります)

全体建物工事期間：	平成20年9月～平成23年1月
テナント募集開始：	平成21年11月
申込受付期間：	平成21年12月～平成22年1月
賃貸借契約締結：	平成22年10月まで
テナント工事期間：	平成22年11月～12月と平成23年2月～3月
	※平成23年1月の1ヶ月間は全体建物の各種検査を行う期間のため、ご契約者の店舗内装設備工事は行えません。
開業(目標)：	平成23年3月末(予定)

11. お申込方法

1. ご契約者の決定

ご契約者の選定および配置については、当社にて総合的に検討し決定いたします。なお、決定内容および結果については一切公表いたしません。また、提出資料は返却いたしません。

2. 申込書類

お申込は、当社所定の申込書に所定事項を記入のうえ、必要書類を添えてご提出ください。申込書類および添付書類は次の通りです。

※ 法人の場合

- ① 出店申込書（様式1）
- ② 定款および会社経歴書（または、会社案内・事業概要）
- ③ 直近3ヵ年間の決算書及び申告書
- ④ 商業登記簿謄本（登記事項証明書）

※ 個人の場合

- ① 出店申込書（様式1）
- ② 本人の経歴書及び事業経歴概要
- ③ 住民票
- ④ 直近3ヵ年間の決算書（貸借対照表を含む）及び申告書

- ・ 出店申込書のご提出後、本物件のコンセプトやその他条件に照らし、テナント選考を行ないますが、類似した業種、業態のテナントが重複した場合には、お申込みをされても、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

3. 申込方法

出店申込書および添付書類を下記申込先に書留で郵送するかご持参ください。なお、以下の点をあらかじめご承知おきください。

- ① 提出書類および記載事項は、社外秘として取り扱いますので、詳細にご記入下さい。
- ② その他、場合により当社が必要とする書類の提出を求めることがあります。
- ③ ご提出いただいた書類はお返しいたしません。

4. 申込み受付

必要書類を次に定める期間内にご提出ください。

- ① 受付期間 平成21年12月1日～平成22年1月29日
- ② 受付時間 ご持参の場合は、平日（月曜日から金曜日）の10時～16時の間に
お願いします。
- ③ 受付場所 福山駅前開発株式会社 担当：谷本
〒720-0065
広島県福山市東桜町1番41号 エム・シー福山ビル4階
TEL. 084-922-3388 FAX. 084-921-6121

●近隣地図



5. 質疑応答

11月24日開催の「商業テナント公募説明会」時の質疑応答の内容は、一週間後を目途に当社ホームページにアップしますのでご参照ください。

ホームページアドレス：<http://www.higashisakura.jp/>

パスワード：ines FUKUYAMA

6. お問い合わせ先

株式会社ハウマックス

〒156-0057

東京都世田谷区上北沢3丁目18番7号 KOHSAKUビル3階

TEL：03-3290-8331 FAX：03-3290-8321

担当：川井／石下（いしおろし）

(別表) 工事区分表

1) 工事区分の分類

区分	内容	費用負担	設計	施工	工事費単価	備考
A 工事	・建物全体の機能を保つために必要とされる部分の工事 (躯体、メイン設備、防災設備等)	甲	丙	丁	A工事 発注単価	
B 工事	・所有者又は利用者の使用上の要求から発生する工事のうち、他の部分への影響や建物全体の機能に関する工事(電気容量の増加等) ・A工事の変更工事(形状、配置、数量、仕様の変更等)	乙	丙	丁	A工事 発注単価	
C 工事	・A工事、B工事を除く全ての内装工事で、区画内の仕上げ、装飾、什器備品等のような他の部分への影響や、建物全体の機能に関係しない工事	乙	乙	乙	任意	甲の承認が必要

注) 躯体のはつりや、穴あけ等は厳禁です。

甲：福山駅前開発株式会社

乙：出店契約者

丙：株式会社アール・アイ・エー広島支社

丁：株式会社フジタ広島支店

2) サイン

複合用途で構成される再開発ビル全体の一体性、統一性を確保するとともに、雑居ビル化を防ぐため、サイン及び看板等の数量や大きさは必要最小限として下さい。

イ) 出店区画サイン

主たるサイン、看板は、出店区画に面する当社が指定する部分に限りC工事にて設置可能です。

ロ) 総合案内サイン

主要な場所に設置する再開発ビル全体の総合案内サインの店舗名、ロゴ等は、統一商環境整備協力金にて設置します。

ハ) 個別サイン

店舗、事務所の出店区画の外部に設置する個別サインに店舗名、ロゴ等をB工事にて設置可能

です。

二) 禁止事項

当社指定のサインを除き、サッシ面へのサイン等のシール貼り付け、出店区画外へのサインの設置（床置き型サイン等）及び商品の陳列（ワゴン等）は禁止します。

3) ストアフロント廻りの仕上げ

専用区画はサッシ（A工事）で形成されています。A工事で設置されるストアフロントサッシの変更はB工事とします。

4) 法令等の制限

この再開発ビルは、都市計画事業として位置づけられ、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に貢献する共同化への取り組みと、省エネルギー化やバリアフリー化など先進的な取り組みに対して補助金を受け入れて建設されるため、一般的な建築基準法や消防法等の規定に加え、設計に一部制約があります。

5) 物販店舗

5)-1 建築工事（物販店舗）

工事区分		A工事	B工事	C工事
建築工事	CH=3,000 (一部 3,550) FL-200 (一部 FL-50)	<ul style="list-style-type: none"> 床：コンクリートこて押え 壁：LGS 下地+PBt12.5 素地(不燃) RC(素地)、ALC(素地) 天井：LGS 下地+PBt12.5 素地(不燃) 	・ A工事の変更工事	・ A工事以外の全工事
	入口ドア サッシ	<ul style="list-style-type: none"> 入口ドア：アルミ扉 通用口ドア：スチールドア サッシ：アルミサッシ 	・ A工事の変更工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ A工事以外の全工事 ・ 入口ドア、サッシは甲の承認が必要

5)-2 電気設備工事 (物販店舗)

工事区分		A工事	B工事	C工事
電気工事	動力設備	<ul style="list-style-type: none"> 標準設計による空調室外機への配管配線工事 一般動力設備なし 	<ul style="list-style-type: none"> 空調室外機動力標準設計以降の変更工事(容量増等) 	<ul style="list-style-type: none"> 一般動力全工事
	電灯・コンセント設備	<ul style="list-style-type: none"> 区画内分電盤 1 次側への幹線接続(標準設定位置、標準容量) 	<ul style="list-style-type: none"> 内装工事(C工事)に伴う変更工事 標準設計以降の変更工事(容量増等) 	<ul style="list-style-type: none"> A・B工事以降の2次側配線等全ての工事(分電盤設置とも)
通信工事	テレビ共聴設備	<ul style="list-style-type: none"> 共用部 EPS 内端子盤に分配器取付まで(地上D、BS) 		<ul style="list-style-type: none"> A工事以降の配管配線器具取付全工事
	電話設備	<ul style="list-style-type: none"> 共用部 EPS 内端子盤から区画内天井までの配管工事(ケーブルラック) 		<ul style="list-style-type: none"> A工事以降の配管配線器具取付全工事 NTT 等への申込み及び配線、機器取付
	有線放送設備	<ul style="list-style-type: none"> 共用部 EPS 内端子盤から区画内天井までの配管工事(一部ケーブルラック) 区画内カトリレー取付 		<ul style="list-style-type: none"> A工事以降の配管配線器具取付全工事 有線放送業者へのサービス申込み及び配線、機器取付(有線放送業者は甲の指定業者とする。)
防災設備	火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> 標準設計による全工事 ※ 	<ul style="list-style-type: none"> 内装工事(C工事)に伴う増・移設工事 	
	非常照明設備 誘導灯設備 非常警報設備	<ul style="list-style-type: none"> 標準設計による全工事 ※ 	<ul style="list-style-type: none"> 内装工事(C工事)に伴う増・移設工事 	
機械警備設備		<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 内装工事(C工事)に伴う増・移設工事 	

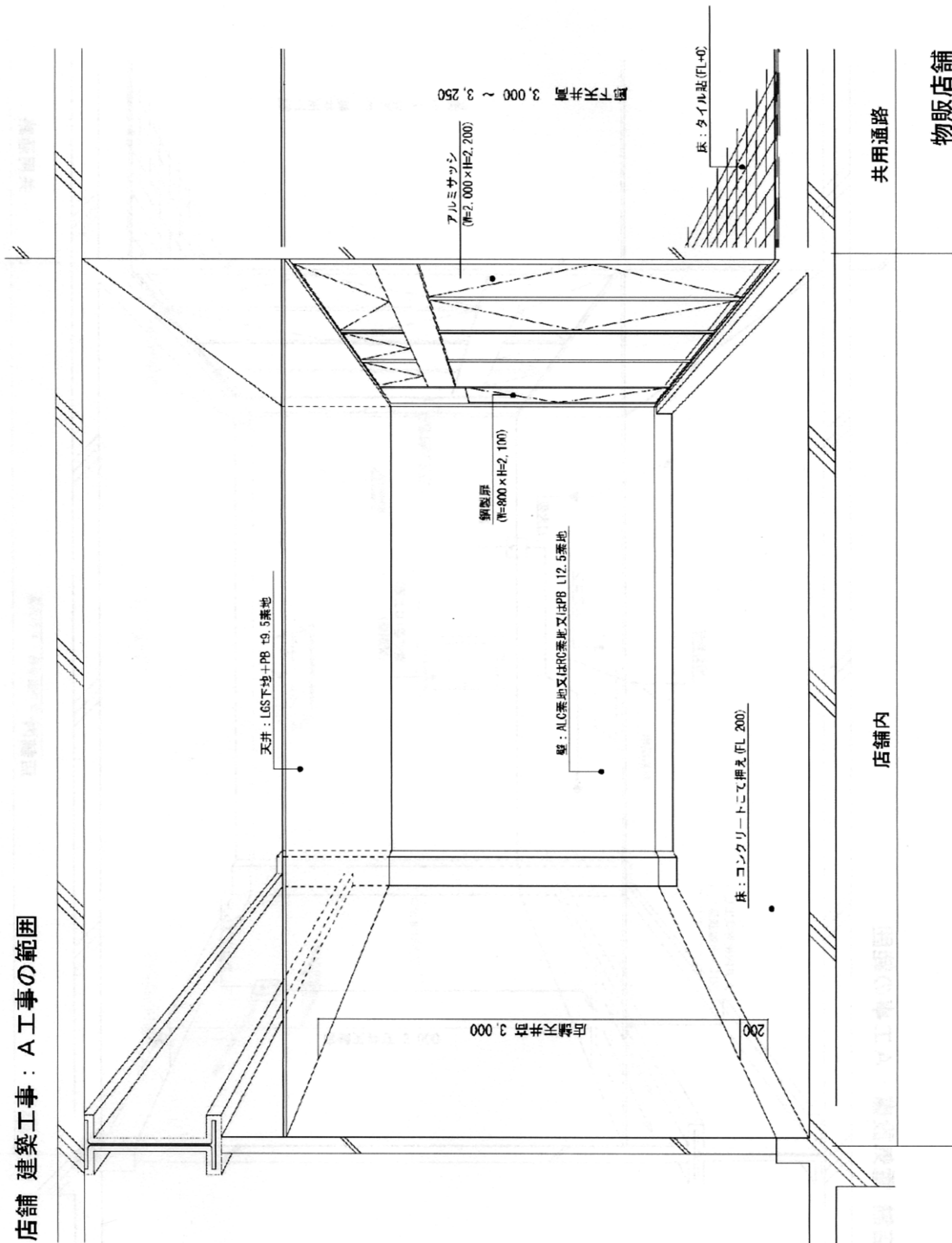
※建築基準法、消防法法定設備

5)-3 機械設備工事 (物販店舗)

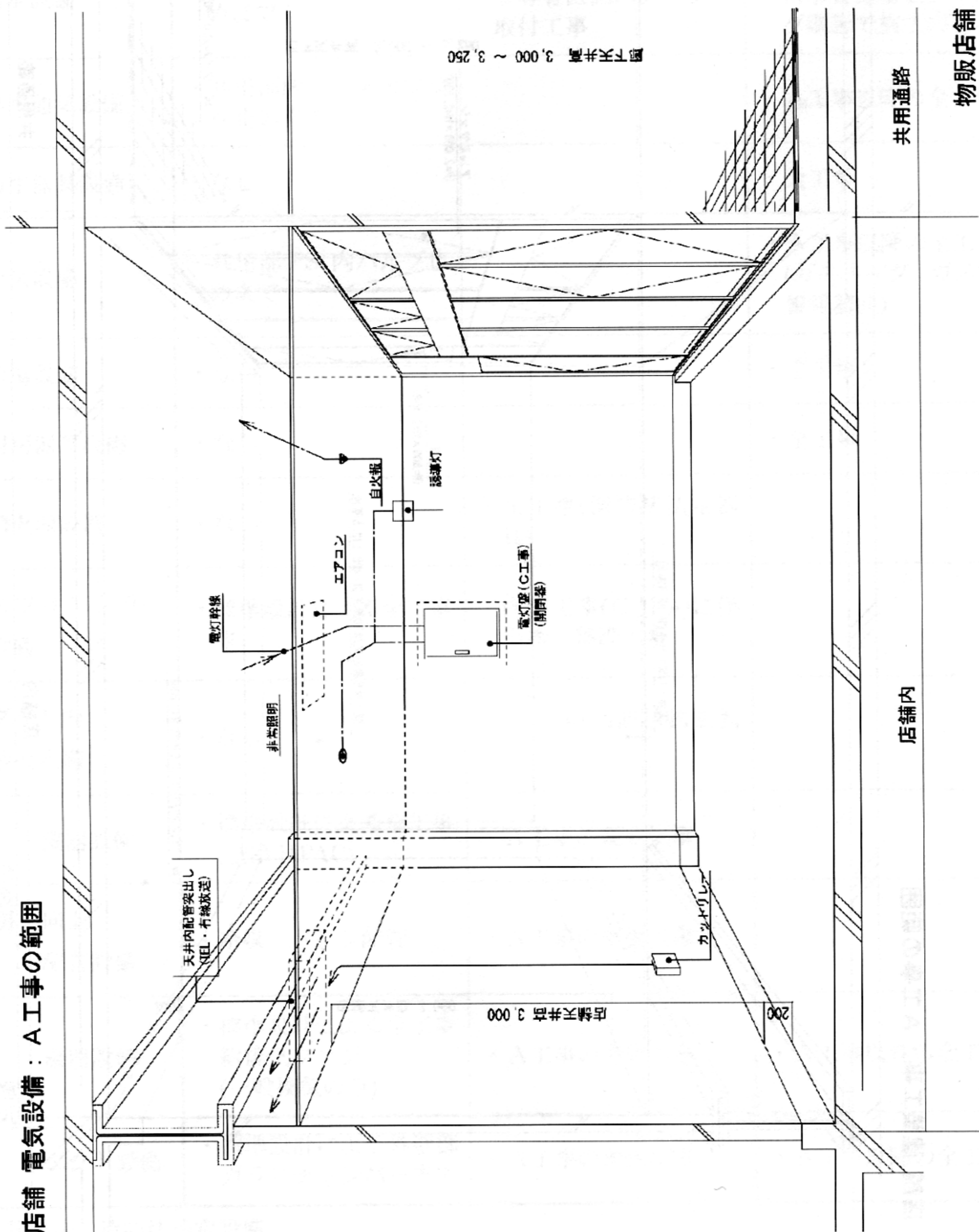
工事区分		A工事	B工事	C工事	
給排水衛生設備	給水設備	・ 共用部 PS 内バルブ止めまで	・ 内装工事(C工事)に伴う専有区画内メーター取付工事	・ A工事以降の全工事 ・ 給水管は塩ビライニング鋼管で施工のこと。	
	排水通気設備	・ 共用部床下内排水プラグ止めまで		・ A工事以降の全工事	
	衛生器具設備	・ なし		・ 全工事	
	ガス設備	・ 共用部 PS 内バルブ止めまで		・ A工事以降の全工事 (ガスメータ、ガス漏れ警報器共)	
	給湯設備	・ なし		・ 全工事	
	厨房器具設備	・ なし		・ 全工事	
防災設備	消火器設置	・ なし	・ 全工事(消防法法定器具)		
	スプリンクラー設備	・ 標準設計による全工事 ※	・ 内装工事(C工事)に伴う増・移設工事		
	ダクト内消火設備	・ なし	・ 全工事(消防法法定器具)		
空調設備冷暖房	冷暖房	機器設備	・ 標準設計による全工事 (空冷 HPAC)	・ A工事の変更工事	
		同上配管設備	・ 冷媒、ドレン配管	・ A工事の変更工事	
	換気	機器設備	・ 標準設計による全工事 給排気ファン (一般換気のみ)	・ A工事の変更工事	・ A工事以外の全工事
		ダクト設備	・ 標準設計による外壁部 ガラリチャンバーまで	・ A工事の変更工事	・ A工事以降の全工事

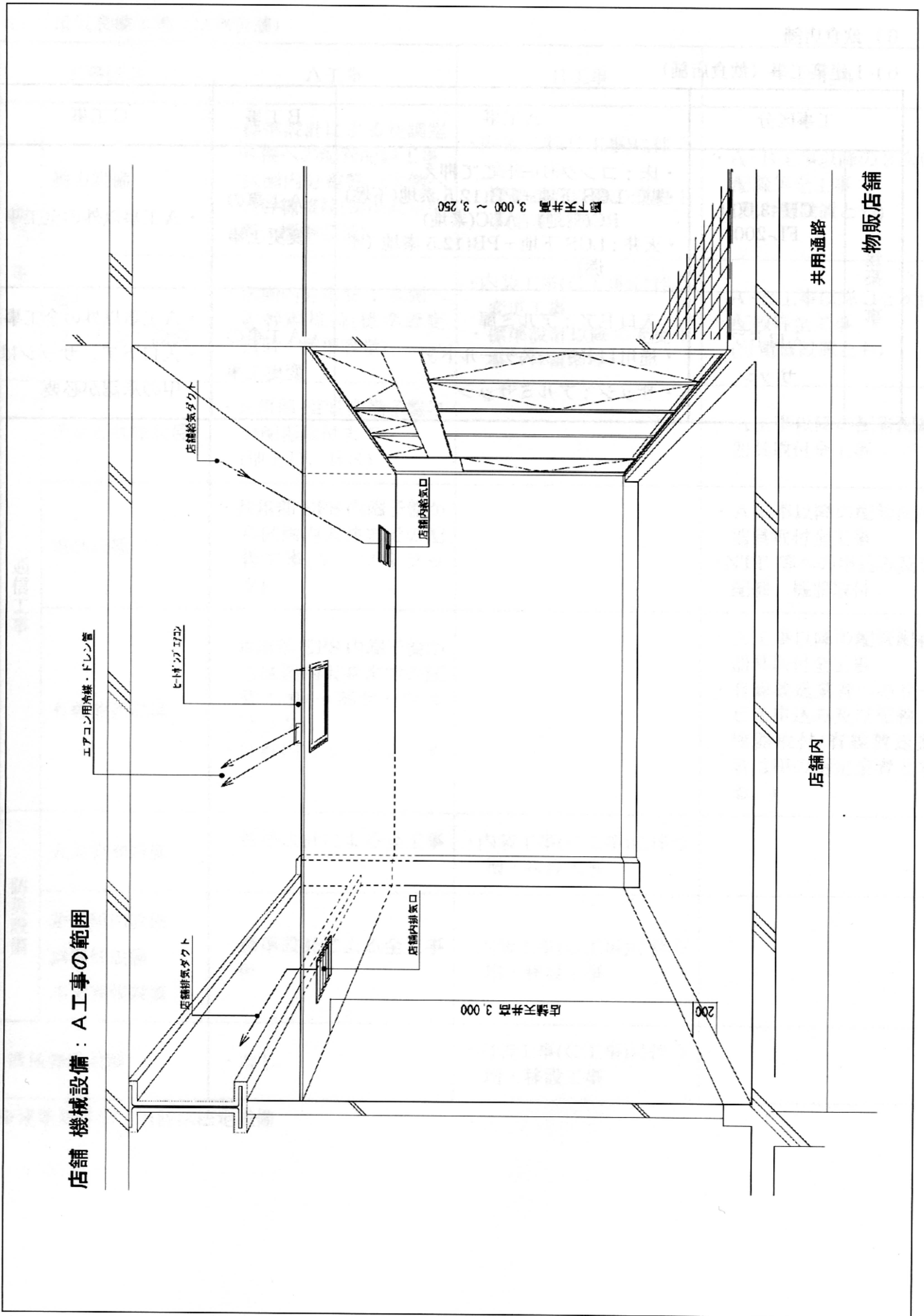
※建築基準法、消防法法定設備

店舗 建築工事：A工事の範囲



店舗 電気設備 : A 工事の範囲





6) 飲食店舗

6)-1 建築工事 (飲食店舗)

工事区分		A工事	B工事	C工事
建築工事	CH=3,000 FL-200	<ul style="list-style-type: none"> 床：コンクリートこて押え 壁：LGS 下地+PBt12.5 素地(不燃) RC(素地)、ALC(素地) 天井：LGS 下地+PBt12.5 素地 (不燃) 	・ A工事の変更工事	・ A工事以外の全工事
	入口ドア サッシ	<ul style="list-style-type: none"> 入口ドア：アルミ扉 通用口ドア：スチールドア サッシ：アルミサッシ 	・ A工事の変更工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ A工事以外の全工事 ・ 入口ドア、サッシは甲の承認が必要

6)-2 電気設備工事 (飲食店舗)

工事区分		A工事	B工事	C工事
電気工事	動力設備	<ul style="list-style-type: none"> 標準設計による空調室外機への配管配線工事 区画内分電盤一次側への幹線接続(標準設定位置、標準容量) 	<ul style="list-style-type: none"> 内装工事(C工事)に伴う変更工事 標準設計以降の変更工事(容量増等) 	<ul style="list-style-type: none"> A・B工事以降の2次側配線等全工事(動力盤設置とも)
	電灯・コンセント設備	<ul style="list-style-type: none"> 区画内分電盤1次側への幹線接続(標準設定位置、標準容量) 	<ul style="list-style-type: none"> 内装工事(C工事)に伴う変更工事 標準設計以降の変更工事(容量増等) 	<ul style="list-style-type: none"> A・B工事以降の2次側配線等全工事(分電盤設置とも)
通信工事	テレビ共聴設備	<ul style="list-style-type: none"> 共用部 EPS 内端子盤に分配器取付まで(地上D、BS) 		<ul style="list-style-type: none"> A工事以降の配管配線器具取付全工事
	電話設備	<ul style="list-style-type: none"> 共用部 EPS 内端子盤から区画内天井までの配管工事(ケーブルラック) 		<ul style="list-style-type: none"> A工事以降の配管配線器具取付全工事 NTT 等への申込み及び配線、機器取付
	有線放送設備	<ul style="list-style-type: none"> 共用部 EPS 内端子盤から区画内天井までの配管工事(一部ケーブルラック) 区画内カトリレー取付 		<ul style="list-style-type: none"> A工事以降の配管配線器具取付全工事 有線放送業者へのサービス申込み及び配線、機器取付(有線放送業者は甲の指定業者とする。)
防災設備	火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> 標準設計による全工事※ 	<ul style="list-style-type: none"> 内装工事(C工事)に伴う増・移設工事 	
	非常照明設備 誘導灯設備 非常警報設備	<ul style="list-style-type: none"> 標準設計による全工事※ 	<ul style="list-style-type: none"> 内装工事(C工事)に伴う増・移設工事 	
	機械警備設備	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 内装工事(C工事)に伴う増・移設工事 	

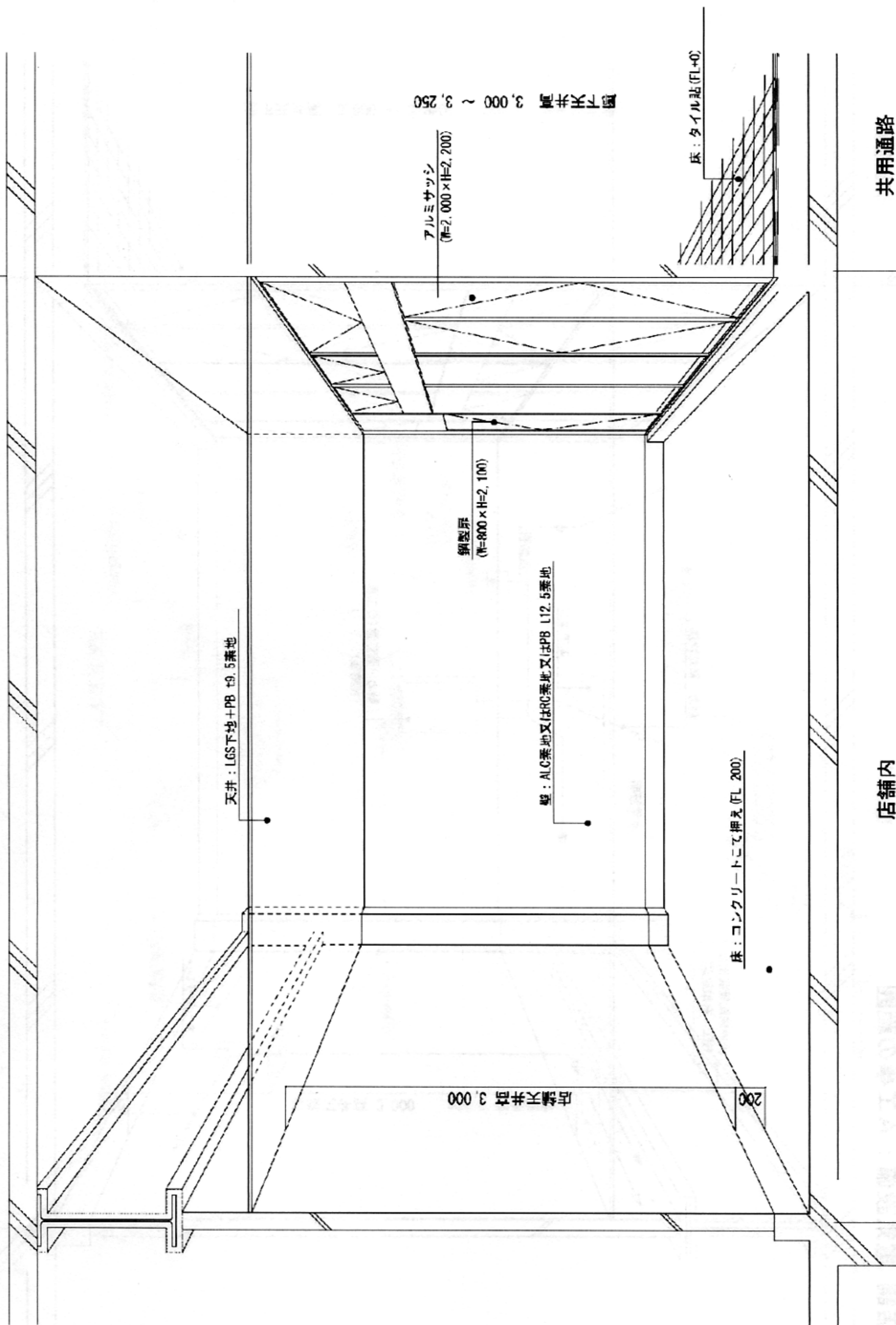
※建築基準法、消防法法定設備

6)-3 機械設備工事 (飲食店舗)

工事区分		A工事	B工事	C工事	
給排水衛生設備	給水設備	・区画内バルブ止めまで (メーター共)		・A工事以降の全工事 ・給水管は塩ビライニング鋼管で施工のこと。	
	排水通気設備	・区画内排水立上プラグ 止めまで		・A工事以降の全工事 (GT共)	
	衛生器具設備	・なし		・全工事	
	ガス設備	・区画内バルブ止めまで		・A工事以降の全工事 (ガスメータ、ガス漏れ 警報器共)	
	給湯設備	・なし		・全工事	
	厨房器具設備	・なし		・全工事	
防災設備	消火器設置	・なし	・全工事 (消防法法定器具)		
	スプリンクラー 設備	・標準設計による全工事 ※	・内装工事(C工事)に伴 う増・移設工事		
	ダクト内 消火設備	・なし	・全工事 (消防法法定器具)		
空調設備冷暖房	冷暖房	機器設備	・標準設計による全工事 (空冷 HPAC)	・A工事の変更工事	
		同上 配管設備	・冷媒、ドレン配管	・A工事の変更工事	
	換気	機器設備	・標準設計による全工事 給排気ファン(厨房) 排気ファン(客室)	・A工事の変更工事	・A工事以外の全工事
		ダクト設備	・標準設計による外壁部 ガラリチャンバーまで	・A工事の変更工事	・A工事以降の全工事

※建築基準法、消防法法定設備

店舗 建築工事：A工事の範囲

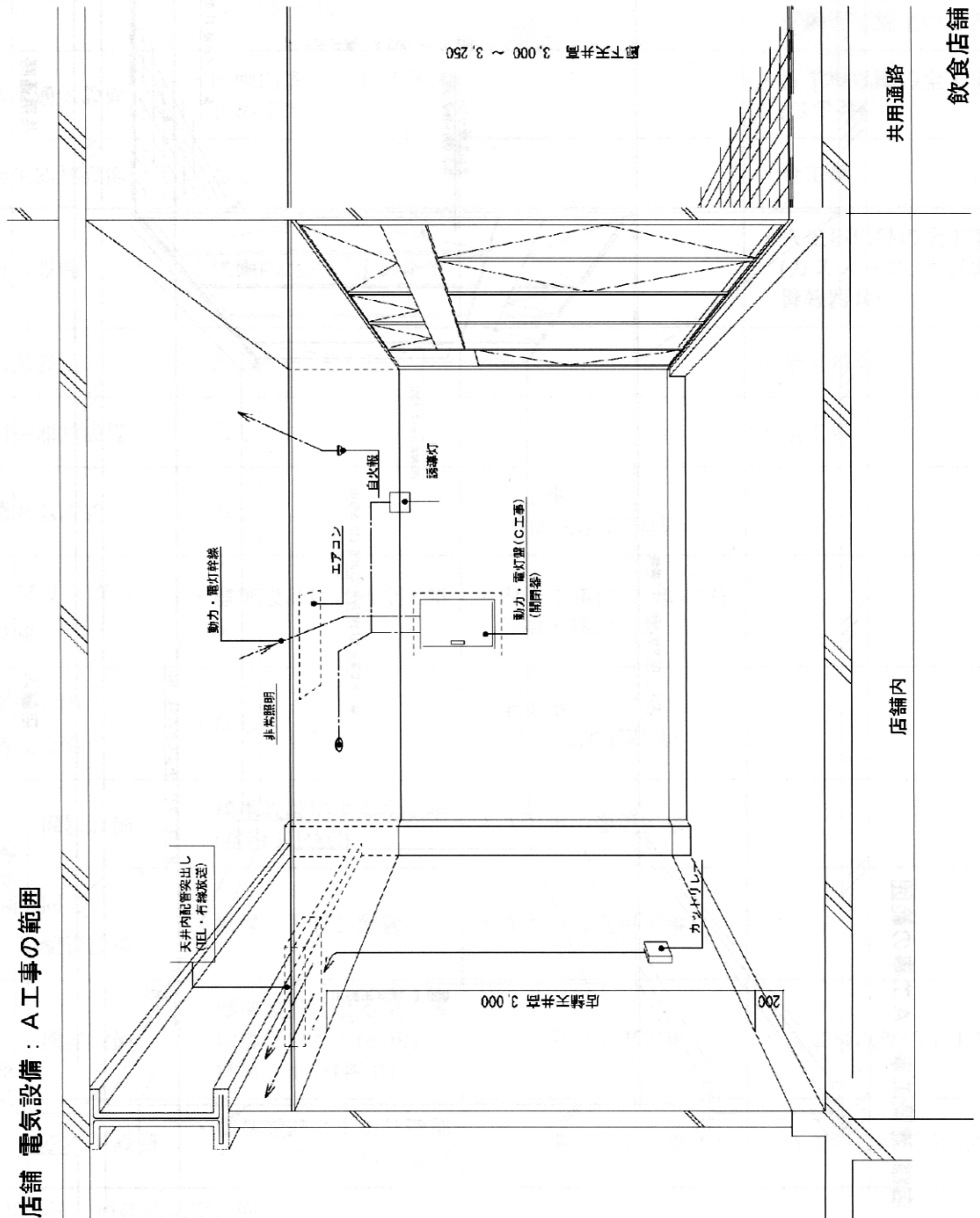


共用通路

店舗内

飲食店舗

店舗 電気設備：A工事の範囲



店舗 機械設備 : A 工事の範囲

